

証券コード 9340
2023年9月12日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目11番8号
株式会社アソインターナショナル
代表取締役社長 阿 曾 敏 正

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aso-inter.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アソインターナショナル」又は「コード」に当社証券コード「9340」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第36期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 第36期 事業報告

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の新型コロナウイルスに関連する対策の進展や行動制限の緩和にともなう経済活動の回復基調がみられたものの、ロシアのウクライナ侵攻により顕在化した地政学的リスクの長期化の懸念や原材料・資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱、世界的なインフレの加速等我が国経済を取り巻く世界情勢は予断を許さず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

我が国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束を繰り返す中、水際対策や行動制限は緩和され、経済活動は徐々に正常化への動きがみられました。しかし、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や急激な円安の進行等により、原材料価格の高騰によるインフレ圧力など、引き続き厳しく、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当連結会計年度では、矯正歯科技工物の価値向上や品質などを強化するとともに、歯科医療機関に対して、高品質かつ用途や目的にあった適切な歯科矯正技工物を提供できる当社グループの強みを活かして継続的な営業活動に注力し、引き続き顧客満足度の向上に取り組みました。また、当社グループに与える新型コロナウイルス感染症の影響は、蔓延初期段階においては歯科医療機関による一時休診等により、矯正歯科技工物の受注が大きく減少する影響はあったものの、その後は回復し、現在は軽微な影響にとどまっております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高31億90百万円（前期比2.4%増）、営業利益4億60百万円（前期比10.1%減）、経常利益4億33百万円（前期比16.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3億38百万円（前期比3.9%減）となりました。

当社グループの事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）の総額は57,589千円であります。その主なものは、新受注管理システムの構築に係る開発費用等としてソフトウェア仮勘定40,150千円を計上しております。

## **(3) 資金調達の状況**

当社グループにおいては、2022年12月23日に東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資により、総額680,340千円の資金調達を行いました。

## **(4) 対処すべき課題**

当社グループの優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。なお、財務上の課題については、当社グループにおいて内部留保が十分確保されており、また借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の課題事項はありません。また今後市場環境の変化や事業拡大等により財務上の課題が発生する場合に備えて、現在契約している当座貸越契約の増額等を取引銀行と協議して行っていく予定であります。

### **①優秀な人材の確保と育成**

今後の事業拡大や継続的な成長を目指すにあたって、優秀な人材の確保や育成は必要不可欠であると考えております。特に歯科技工士の確保と育成は今後の当社グループの安定的な成長にとって欠かせないものとなっております。そのため、当社グループでは機械化による作業工程の効率化と短期間での基礎技術習得を目的とした歯科技工士育成プログラムにより、生産性の向上と高いレベルでの業務標準化を推進しているほか、能力開発に向けた研修制度の充実にも努めております。今後はキャリア断絶を防止するための休暇制度や勤務時間の自由度を高めていき、ワークライフバランスを推進することで、歯科技工士の確保・育成に努めてまいります。

### **②内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス**

当社グループは、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすため、意思決定プロセスにおける透明性の確保や迅速化など経営の効率性を高める

と同時に、業務執行における内部統制機能の充実に図ることがコーポレート・ガバナンスの基本となり、経営上重要な課題と考えております。そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

### ③グローバル展開

当社グループはこれまで製造や材料調達では海外拠点を積極的に活用してまいりました。ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.及びASO INTERNATIONAL MANILA, INC.の海外拠点において、当連結会計年度末現在、合計200名を超える従業員が業務にあたっております。一方、当社グループにおける海外売上高は2023年6月期において3.6%となっており、海外売上高比率は徐々に増加傾向にあるものの、今後より大きな市場を視野に、欧米企業との資本業務提携等も模索しながら、販売体制を強化するとともに、グローバル展開を加速させることを目指してまいります。ゆくゆくは、グローバルに収集した歯科矯正データを、AI分析し、マウスピース矯正症例毎に最適なりテーナーを設計し、ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.において製造するような体制を整備することを目指しております。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 33 期<br>(2020年 6 月期) | 第 34 期<br>(2021年 6 月期) | 第 35 期<br>(2022年 6 月期) | 第 36 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年 6 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 2,825,270              | 3,062,763              | 3,115,106              | 3,190,044                           |
| 経 常 利 益 (千円)             | 432,683                | 628,103                | 518,387                | 433,892                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 277,103                | 411,155                | 351,840                | 338,159                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)          | 69.28                  | 102.79                 | 87.96                  | 76.11                               |
| 総 資 産 (千円)               | 1,729,063              | 2,042,322              | 2,193,097              | 2,826,293                           |
| 純 資 産 (千円)               | 947,866                | 1,302,910              | 1,552,931              | 2,465,578                           |
| 1 株当たり純資産 (円)            | 236.97                 | 325.73                 | 388.23                 | 507.78                              |

- (注) 1. 2020年6月29日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 2022年7月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ASOであり、同社は当社の株式2,800,000株（議決権比率57.67%）を保有しております。同社は当社代表取締役である阿曾敏正の資産管理会社であります。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------------|----------------|----------|---------|
| フォレストudent・ジャパン株式会社            | 10,000千円       | 100.0%   | 歯科矯正事業  |
| 株式会社ASO INTERNATIONAL HITACHI  | 8,000千円        | 100.0    | 歯科矯正事業  |
| ASO INTERNATIONAL MANILA, INC. | 20,000千フィリピンペソ | 100.0    | 歯科矯正事業  |
| ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC. | 30千USドル        | 100.0    | 歯科矯正事業  |

(注) 2023年2月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ASO INTERNATIONAL HITACHIは解散し、清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

| 事業区分 | 事業内容         |
|------|--------------|
| 矯正事業 | 歯科矯正装置の製造・販売 |

(8) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 本社      | 東京都中央区銀座2丁目11番8号     |
| 名古屋オフィス | 愛知県名古屋市中区錦2丁目19番21号  |
| 新潟オフィス  | 新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番16号 |
| 大阪オフィス  | 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目8番21号 |

② 子会社

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| フォレストデント・ジャパン株式会社              | 本社 (東京都港区)      |
| ASO INTERNATIONAL MANILA, INC. | 本社 (フィリピンカヴィテ州) |
| ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC. | 本社 (米国ハワイ州)     |

## (9) 従業員の状況（2023年6月30日現在）

### ① 連結会社の状況

| 事業区分   | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------------|-------------|
| 歯科矯正事業 | 267 (99) 名 | 10名増 (43名減) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### ② 提出会社の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 60 (62) 名 | 7名減 (1名増) | 35.0歳 | 4.5年   |

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況（2023年6月30日現在）

該当事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所の承認により、当社株式は2022年12月23日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,855,600株
- ③ 株主数 2,004名
- ④ 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 A S O             | 2,800,000株 | 57.67%  |
| 阿 曾 敏 正                   | 399,700    | 8.23    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）        | 125,800    | 2.59    |
| 金 田 辰 男                   | 60,800     | 1.25    |
| 加 藤 英 次                   | 50,000     | 1.03    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社           | 48,600     | 1.00    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社       | 41,300     | 0.85    |
| G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社 | 40,600     | 0.84    |
| 渡 辺 暁                     | 40,300     | 0.83    |
| 田 中 博                     | 35,300     | 0.73    |

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第 2 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2020年6月29日                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2021年6月28日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 892個                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 938個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 89,200株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                                                                                                                                                                      | 普通株式 93,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                                                                                    | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 24,040円<br>(1株当たり 241円)                                                                                                                                                                                                                                                     | 新株予約権1個当たり 38,230円<br>(1株当たり 383円)          |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2022年6月30日から<br>2030年6月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                           | 2023年6月29日から<br>2031年6月28日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                     | <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。</p> |                                             |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 286個<br>目的となる株式数 28,600株<br>保有者数 3名                                                                                                                                                                                                                                            | 新株予約権の数 289個<br>目的となる株式数 28,900株<br>保有者数 3名 |

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

|                                                |           | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第 2 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |           | 2020年6月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2021年6月28日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |           | 892個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 938個                                          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |           | 普通株式 89,200株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 普通株式 93,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |           | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |           | 新株予約権1個当たり 24,040円<br>(1株当たり 241円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 新株予約権1個当たり 38,230円<br>(1株当たり 383円)            |
| 権 利 行 使 期 間                                    |           | 2022年6月30日から<br>2030年6月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2023年6月29日から<br>2031年6月28日まで                  |
| 行 使 の 条 件                                      |           | ①新株予約権の割当を受けた者<br>(以下「新株予約権者」とい<br>う。)は、権利行使時において<br>も、当社または当社子会社の取締<br>役、監査役、執行役員、従業員の<br>地位を有していなければならない。<br>ただし、新株予約権者が任期<br>満了により退任または定年退職し<br>た場合、あるいは取締役会が正当<br>な理由があると認めた場合にはこ<br>の限りではない。<br>②当社の普通株式が、いずれかの<br>金融商品取引所に上場されている<br>こと。<br>③新株予約権者が死亡した場合、<br>その相続人による新株予約権の権<br>利行使は認めないものとする。た<br>だし、取締役会が認めた場合には<br>この限りではない。 | 同左                                            |
| 使用人等の<br>保有状況                                  | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 606個<br>目的となる株式数 60,600株<br>交付対象者数 7名                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 新株予約権の数 649個<br>目的となる株式数 64,900株<br>交付対象者数 7名 |

### 3. 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                       |
|---------------|---------|-----------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 阿 曾 敏 正 |                                               |
| 取 締 役         | 内 山 淳   | 事業統括部部长                                       |
| 取 締 役         | 桑 原 勉   | フォレストudent・ジャパン株式会社 代表取締役                     |
| 取 締 役         | 詫 麻 礼 久 | 管理部部長                                         |
| 取 締 役         | 高 橋 祐 介 | はれやか法律事務所 共同代表<br>弁護士                         |
| 取 締 役         | 松 尾 一 彦 |                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 永 瀬 巖   |                                               |
| 監 査 役         | 静 健 太 郎 | 静公認会計士事務所 代表<br>アルファ監査法人 社員<br>株式会社ACSL 社外取締役 |
| 監 査 役         | 奥 村 祥 樹 | 弁護士                                           |

- (注) 1. 取締役の高橋祐介氏及び松尾一彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の永瀬巖氏、静健太郎氏及び奥村祥樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役静健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、企業の持続的な成長に向け、役員の価値を最大限発揮できる仕組みを構築することを基本方針としています。報酬体系は、固定報酬(月俸)で構成しております。

#### a.取締役

当社の取締役の指名及び報酬は、決定プロセスの透明性・客観性を高めるため、指名報酬委員会（独立社外役員が委員の過半数を占めるもの。）を設置し、同委員会にて事前に協議された代表取締役社長・取締役の選任・解任に関する事項、報酬方針、報酬制度、各取締役の個人業績評価等（社外取締役を除く。）の結果を踏まえ、定款に基づき株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、同委員会の諮問を経て取締役会で答申を行います。

#### （指名報酬委員会の役割及び活動内容）

当社の指名報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関であり、取締役報酬の基本方針及び報酬水準の考え方、決定手続き、及び役員報酬の構成について審議し、取締役会に対し答申を行っております。また、直接取締役会へ提案することも可能となっております。

(指名報酬委員会の構成員)

本書提出日現在の構成員は次のとおりです。

| 委員長 | 役職      | 氏名    |
|-----|---------|-------|
|     | 代表取締役社長 | 阿曾 敏正 |
| ◎   | 社外取締役   | 高橋 祐介 |
|     | 社外取締役   | 松尾 一彦 |

取締役の報酬水準の決定にあたっては、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、代表取締役社長、社外取締役で審議し、取締役会に提案のうえ、取締役会にて決議しております。

取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名であります。

b.監査役

当社の各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>( 千 円 )  | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額<br>( 千 円 ) |                  |        | 対象となる<br>役員の員数<br>( 人 ) |
|------------------|--------------------|--------------------------------|------------------|--------|-------------------------|
|                  |                    | 基 本 報 酬                        | 業 績 連 動<br>報 酬 等 | 非金銭報酬等 |                         |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 66,384<br>(3,300)  | 66,384<br>(3,300)              | —                | —      | 6<br>(2)                |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7,980<br>(7,980)   | 7,980<br>(7,980)               | —                | —      | 3<br>(3)                |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 74,364<br>(11,280) | 74,364<br>(11,280)             | —                | —      | 9<br>(5)                |

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高橋祐介氏は、はれやか法律事務所の共同代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役静健太郎氏は、静公認会計士事務所の代表、アルファ監査法人の社員及び株式会社ACSLの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                   |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 高 橋 祐 介 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>主に弁護士としての経験・識見に基づき、法令を含む企業社会全体を踏<br>まえた客観的視点で質問、助言を行っており期待される役割を果たして<br>おります。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場<br>で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を<br>主導しております。                 |
| 取 締 役 | 松 尾 一 彦 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>主に前職において経営者の経験があり、企業経営及び歯科業界の知見が<br>豊富であるため助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保す<br>るための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員<br>として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の<br>決定過程における監督機能を担っております。     |
| 常勤監査役 | 永 瀬 巖   | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回<br>の全てに出席いたしました。<br>経営者としての豊富な経験と知見を有しているほか、監査役としての経<br>験から、常勤監査役としての視点から、適宜取締役会の意思決定の妥当<br>性、適法性を確保するための質問、助言を行っております。<br>また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協<br>議等を行っております。 |
| 監 査 役 | 静 健 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回<br>の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意<br>思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。ま<br>た、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議<br>等を行っております。                                  |
| 監 査 役 | 奥 村 祥 樹 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回<br>の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決<br>定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監<br>査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行<br>っております。                                    |

## 4. 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23,310千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,810千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社のうち、海外子会社であるASO INTERNATIONAL MANILA, INC.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(イ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(ウ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

(エ) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(オ) 代表取締役は、コンプライアンス委員長として、コンプライアンスを経営の基本方針の一つとして、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上に努める。

(カ) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書保管管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 代表取締役を総括責任者として、また内部監査室長及び管理部部長は代表取締役を補佐し、当社グループ全体のリスク管理を総括する。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

(イ) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する

ことを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(イ) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(ウ) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理部部長が統括し、毎月、経営内容のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

(イ) 連結ベースにて中期経営計画を策定し、当該計画達成のため子会社の経営指導にあたる。

(ウ) 子会社の業務活動全般について、内部監査室の監査対象とする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(ア) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(イ) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(ウ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会以外の会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(イ) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(ウ) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告を通報した者に対し、通報したことを理由として通報者にいかなる不利益な取扱いを行ってはならない旨を社内規程にて定めその旨を周知し、適切に運用している。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループでは「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会を17回開催しており、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。また、取締役は当社グループ各社の職務の執行状況、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項について定期的に報告を受けており、適宜助言や提言を行っております。

監査役会を14回開催しております。常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。

内部監査については内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

当社は、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主への利益還元につきましては、事業環境や財政状況、経営成績を考慮のうえ、内部留保と配当のバランスを考えた利益配分を行うことを基本的な方針としております。剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                   | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)             |           |
| 流 動 資 産           | 2,353,497 | 流 動 負 債               | 343,726   |
| 現金及び預金            | 1,727,892 | 買 掛 金                 | 132,976   |
| 売 掛 金             | 410,390   | 契 約 負 債               | 7,781     |
| 商 品 及 び 製 品       | 70,219    | 未 払 金                 | 46,256    |
| 仕 掛 品             | 4,084     | 未 払 法 人 税 等           | 86,781    |
| 原 材 料             | 103,882   | そ の 他                 | 69,930    |
| そ の 他             | 42,081    | 固 定 負 債               | 16,988    |
| 貸 倒 引 当 金         | △5,053    | 資 産 除 去 債 務           | 16,988    |
| 固 定 資 産           | 472,795   | 負 債 合 計               | 360,714   |
| 有 形 固 定 資 産       | 101,198   | (純 資 産 の 部)           |           |
| 建 物               | 35,522    | 株 主 資 本               | 2,480,588 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 56,149    | 資 本 金                 | 350,844   |
| そ の 他             | 9,526     | 資 本 剰 余 金             | 340,844   |
| 無 形 固 定 資 産       | 56,319    | 利 益 剰 余 金             | 1,788,898 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 16,169    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | △15,009   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 40,150    | その他有価証券評価差額金          | 3,773     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 315,278   | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | △18,783   |
| 投 資 有 価 証 券       | 42,059    | 純 資 産 合 計             | 2,465,578 |
| 保 険 積 立 金         | 182,873   | 負 債 純 資 産 合 計         | 2,826,293 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 22,394    |                       |           |
| そ の 他             | 69,820    |                       |           |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,868    |                       |           |
| 資 産 合 計           | 2,826,293 |                       |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

[illegible]

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 10,000  | —         | 1,555,739 | 1,565,739   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |             |
| 新株の発行                        | 340,170 | 340,170   |           | 680,340     |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)          | 674     | 674       |           | 1,349       |
| 剰余金の配当                       |         |           | △105,000  | △105,000    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |         |           | 338,159   | 338,159     |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 340,844 | 340,844   | 233,159   | 914,848     |
| 当連結会計年度末残高                   | 350,844 | 340,844   | 1,788,898 | 2,480,588   |

|                              | その他の包括利益累計額                   |              |                                 | 純資産合計     |
|------------------------------|-------------------------------|--------------|---------------------------------|-----------|
|                              | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,967                         | △15,775      | △12,808                         | 1,552,931 |
| 当連結会計年度変動額                   |                               |              |                                 |           |
| 新株の発行                        |                               |              |                                 | 680,340   |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)          |                               |              |                                 | 1,349     |
| 剰余金の配当                       |                               |              |                                 | △105,000  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |                               |              |                                 | 338,159   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 806                           | △3,007       | △2,201                          | △2,201    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 806                           | △3,007       | △2,201                          | 912,647   |
| 当連結会計年度末残高                   | 3,773                         | △18,783      | △15,009                         | 2,465,578 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

フォレストudent・ジャパン (株)

(株) ASO INTERNATIONAL HITACHI

ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.

ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちフォレストudent・ジャパン (株) の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月31日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～39年

機械装置及び運搬具 2～10年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、主として矯正歯科技工物の製造販売と、外部から仕入れた商品の販売を行っております。これら製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

**(会計方針の変更に関する注記)**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額

236,273千円

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 40,000株          | 4,815,600株       | －株               | 4,855,600株      |

(注) (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- ①普通株式 1株につき100株の割合で株式分割による増加 3,960,000株
- ②公募増資による増加 850,000株
- ③ストック・オプションの行使による増加 5,600株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年9月30日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 105,000        | 2,625           | 2022年6月30日 | 2022年10月3日 |

(注) 当社は2022年7月25日付で普通株式 1株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記の1株当たり配当額は株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2023年9月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定しております。

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年9月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 101,967        | 21              | 2023年6月30日 | 2023年9月29日 |

## 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

183,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券 | 42,059             | 42,059  | －       |
| 資産計        | 42,059             | 42,059  | －       |

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,727,892    | －                   | －                    | －            |
| 売掛金    | 410,390      | －                   | －                    | －            |
| 合計     | 2,138,283    | －                   | －                    | －            |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年6月30日）

| 区分      | 時価（千円） |        |      |        |
|---------|--------|--------|------|--------|
|         | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  |        |        |      |        |
| その他有価証券 |        |        |      |        |
| 株式      | 10,620 | —      | —    | 10,620 |
| その他     | —      | 31,439 | —    | 31,439 |
| 資産計     | 10,620 | 31,439 | —    | 42,059 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資有価証券の「その他」は取引金融機関より提示されたものによって評価しております。これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

該当事項はありません。

**(収益認識に関する注記)**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 売上区分      |         |         |        | 合計        |
|-----------------------|-----------|---------|---------|--------|-----------|
|                       | 矯正歯科技工物   |         | 商品      | その他    |           |
|                       | アナログ      | デジタル    |         |        |           |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 2,167,414 | 620,029 | 378,316 | 14,291 | 3,180,052 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | －         | －       | －       | 9,992  | 9,992     |
| 顧客との契約から生じる収益合計       | 2,167,414 | 620,029 | 378,316 | 24,284 | 3,190,044 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 （4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

|                    | 当連結会計年度 |         |
|--------------------|---------|---------|
|                    | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権（売掛金） | 346,280 | 410,390 |
| 契約資産               | —       | —       |
| 契約負債               | —       | 7,781   |

(1 株当たり情報に関する注記)

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 507円78銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 76円11銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,902,648 | 流 動 負 債         | 324,047   |
| 現金及び預金          | 1,416,167 | 買掛金             | 138,130   |
| 売掛金             | 360,947   | 契約負債            | 7,781     |
| 商品及び製品          | 9,479     | 未払金             | 36,491    |
| 仕掛品             | 4,084     | 未払費用            | 33,396    |
| 原材料             | 101,597   | 未払法人税等          | 85,231    |
| 前払費用            | 11,896    | 前受金             | 6,512     |
| その他の金           | 3,397     | 預り金             | 4,960     |
| 貸倒引当金           | △4,921    | その他の他           | 11,543    |
| 固 定 資 産         | 515,968   | 固 定 負 債         | 16,988    |
| 有形固定資産          | 25,388    | 資産除去債務          | 16,988    |
| 建物              | 20,199    | 負 債 合 計         | 341,035   |
| 車両運搬具           | 875       | (純 資 産 の 部)     |           |
| 工具、器具及び備品       | 2,886     | 株 主 資 本         | 2,073,807 |
| 土地              | 1,426     | 資 本 金           | 350,844   |
| 無 形 固 定 資 産     | 51,812    | 資 本 剰 余 金       | 340,844   |
| ソフトウェア          | 11,662    | 資 本 準 備 金       | 340,844   |
| ソフトウェア仮勘定       | 40,150    | 利 益 剰 余 金       | 1,382,118 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 438,767   | 利 益 準 備 金       | 2,500     |
| 投資有価証券          | 42,059    | その他利益剰余金        | 1,379,618 |
| 関係会社株式          | 145,089   | 別 途 積 立 金       | 30,000    |
| 長期貸付金           | 269,304   | 繰越利益剰余金         | 1,349,618 |
| 長期前払費用          | 176       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 3,773     |
| 保険積立金           | 178,051   | その他有価証券評価差額金    | 3,773     |
| 繰延税金資産          | 17,549    | 純 資 産 合 計       | 2,077,581 |
| その他の他           | 54,586    | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,418,617 |
| 貸倒引当金           | △268,050  |                 |           |
| 資 産 合 計         | 2,418,617 |                 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |           |          |           |           |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |          |           |           | 株主資本合 計   |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           | 利益剰余金合 計  |           |
|                         |         |           |          |           | 別 積 立    | 途 金       |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 10,000  | －         | －        | 2,500     | 30,000   | 1,148,301 | 1,180,801 | 1,190,801 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |           |          |           |           |           |
| 新 株 の 発 行               | 340,170 | 340,170   | 340,170  |           |          |           |           | 680,340   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 674     | 674       | 674      |           |          |           |           | 1,349     |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |           |          | △105,000  | △105,000  | △105,000  |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |           |          | 306,317   | 306,317   | 306,317   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          |           |          |           |           |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 340,844 | 340,844   | 340,844  | －         | －        | 201,317   | 201,317   | 883,006   |
| 当 期 末 残 高               | 350,844 | 340,844   | 340,844  | 2,500     | 30,000   | 1,349,618 | 1,382,118 | 2,073,807 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,967                      | 2,967                  | 1,193,768 |
| 当 期 変 動 額               |                            |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                            |                        | 680,340   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                            |                        | 1,349     |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |                        | △105,000  |
| 当 期 純 利 益               |                            |                        | 306,317   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 806                        | 806                    | 806       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 806                        | 806                    | 883,813   |
| 当 期 末 残 高               | 3,773                      | 3,773                  | 2,077,581 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**【個別注記表】****(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

## ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～39年 |
| 車両運搬具     | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 3～8年  |

## ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

**(会計方針の変更に関する注記)**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 64,463千円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |           |
| 長期金銭債権                          | 266,181千円 |
| 短期金銭債務                          | 34,619千円  |

**(損益計算書に関する注記)**

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引による取引高 |           |
| 売上高        | 28,922千円  |
| 売上原価       | 490,897千円 |
| 営業取引以外の取引高 |           |
| 営業外収益      | 13,400千円  |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 貸倒引当金     | 83,583千円 |
| 減価償却費     | 1,483千円  |
| 関係会社株式評価損 | 16,779千円 |
| 繰延資産      | 20千円     |
| 未払事業税     | 3,325千円  |
| 資産除去債務    | 5,201千円  |
| その他       | 7,937千円  |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 118,331千円 |
|----------|-----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △98,284千円 |
|--------|-----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 20,047千円 |
|----------|----------|

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △832千円   |
| その他有価証券評価差額金    | △1,665千円 |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △2,497千円 |
|----------|----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 17,549千円 |
|-----------|----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                                   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                  | 取引内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科 目   | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|------------------------------------------|---------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|-------|-----------------|
| 子 会 社 | ASO<br>INTERNATION<br>AL MANILA,<br>INC. | 所有<br>直接 100.0%     | 当社グループ製<br>品の外注加工<br>資金の貸付 | 製品の販売<br>外 注 加 工<br>(注) | 305,648      | 買 掛 金 | 27,195          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合          | 関連当事者との<br>関係 | 取引の<br>内容                               | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------|------------------------------|---------------|-----------------------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び主<br>要株主 | 阿曾 敏正          | (被所有)<br>直接 8.2%<br>間接 57.7% | 債務被保証         | 不動産等賃<br>貸借契約に<br>対する債務<br>被 保 証<br>(注) | —            | —  | —            |

(注) 当社建物の賃貸借契約に対して代表取締役社長阿曾敏正より債務保証を受けており、年間の支払家賃は、26,259千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1 株当たりの純資産額 427円87銭
- (2) 1 株当たりの当期純利益 68円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

株式会社アソインターナショナル  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 本 | 浩 巳 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 田 | 宏   |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アソインターナショナルの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アソインターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年 8月23日

株式会社アソインターナショナル  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 本 | 浩 巳 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 田 | 宏   |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アソインターナショナルの2022年7月1日から2023年6月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

株式会社アソインターナショナル 監査役会  
 常 勤 監 査 役 永 瀬 巖 ㊞  
 社 外 監 査 役 静 健 太 郎 ㊞  
 社 外 監 査 役 奥 村 祥 樹 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮し行うこととしております。第36期の期末配当につきましては、以下のとおりの普通配当を1株につき21円とさせていただきますたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金21円  
配当総額 101,967,600円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年9月29日

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）  
電話03-3546-6606



交通 東京メトロ日比谷線・都営浅草線の東銀座駅（6番出口）から徒歩1分  
都営大江戸線の築地市場駅（A3出口）から徒歩4分  
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線の銀座駅（A5出口）から徒歩7分  
JR有楽町駅から徒歩12分  
（注）駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。